



請願 6 第 2 号

令和 6 年 6 月 3 日

つくば市議会議長五頭泰政様宛

選挙公報の各戸配布と紙面拡大のお願いに関する請願書

請願者 住所 つくば市

氏名

連絡先 つくば市

紹介議員 (署名)

飯岡 宏之  
鈴木 富士雄  
橋本 佳子

○請願趣旨

これまでの選挙公報の配布は、新聞折り込みと公民館への取り置きでした。このため、選挙公報を見る機会がないまま投票された有権者も多く、各候補者の主張が有権者に十分に伝わりませんでした。

公職選挙法第 172 条の 2 及びつくば市選挙公報発行条例第 5 条 1 項は、「委員会は、選挙公報を、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前 2 日までに、配布するものとする」と規定しています。そして、同条例第 5 条 2 項第 1 文は、「委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折り込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる」と規定し、各戸配布が困難であると認められる特別の事情

